

《協議事項》

「R4-5 石狩市手話基本条例推進懇話会意見書」の確認について

前回の会議では、「R4-5 石狩市手話基本条例推進懇話会意見書」について前期のメンバーから引き継がれた検討事項を協議しましたが、時間がなく協議の途中で終了となりました。

今回もその続きから協議をしていきたいと思いますが、最初に意見書に書かれている「今後も継承していく必要がある4つの視点」についてお話ししたいと思います。

4つの視点は以下のとおりです。

- 1. 災害時の対応
- 2. 町内会、自治会等での手話の理解促進
- 3. 聞こえない子どもや保護者への支援
- 4. コロナ禍において必要な視点

これらの視点は、前々期(R2-3)の懇話会にて提言され、前期(R4-5)、そして今期においても施策を推進していくうえで重要な視点となっています。

それでは、次のページに検討事項をまとめていますので、前回途中で終わった検討事項も含め、その内容を確認していきたいと思います。

次のページに続く

〈検討事項の確認について〉

前ページで「継承する4つの視点」について確認しましたが、その4つの視点に関し、前期(R4-5)の懇話会から引き続き検討していく事項として、以下の2つがありました。

①「**4.コロナ禍において必要な視点**」については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに鑑み、視点の名称を「現状に即した時代に求められる視点」などに変更することについての検討が必要と考える。

②実施している多くの施策事業を推進していくうえで、「**持続可能な体制の維持**」について検討が必要と考える。

(検討が必要な理由)⇒施策事業を担っている手話通訳者や関係する人材の育成が喫緊の課題であるため

(考えられる方策)⇒大学での手話教育の場の設置などの「若年層への取組み」、一緒に活動をしながらか経験を積むなどの「育成スタイルの構築」、過去に携わっていた人への呼びかけなどの「人材の再発掘」など

以上の2つの事項となります。

前回の会議では、①「**4.コロナ禍において必要な視点**」の名称変更について協議をしている途中で会議が終わりましたので、先ずはこちらの名称変更についての協議を再開し、その後、②の「**持続可能な体制の維持**」についての協議に入りたいと思います。

また、今年度は今期(R6-7)の意見をまとめる年になりますので、話し合われた内容や検討結果から、今後どのような施策が必要か、または、現状の施策をさらに継続していくことなどについても考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和6年2月14日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市手話基本条例推進懇話会
会 長 澤 田 茂 明

R4-5 石狩市手話基本条例推進懇話会意見書

今期（R4-5）の石狩市手話基本条例推進懇話会では、石狩市における手話推進施策事業について、前期（R2-3）からの提言内容や各年度の施策事業の進捗状況などを踏まえ、慎重に審議を重ねてまいりました。

つきましては、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

前期懇話会（R2-3）から提言のあった4つの視点について、今後も継承していく必要があると考えます。

4つの視点

1. 災害時の対応
2. 町内会、自治会等での手話の理解促進
3. 聞こえない子どもや保護者への支援
4. コロナ禍において必要な視点

ただし、「4. コロナ禍において必要な視点」については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことを鑑み、視点の名称を「**現状に即した時代に求められる視点**」などを変更することが望ましいと考えます。

また、いま実施している多くの施策事業を推進していくうえで、「**持続可能な体制の維持**」について検討する必要があると考えます。

検討が必要な理由：施策事業を担っている手話通訳者や関係する人材の育成が喫緊の課題であるため

考えられる方策：大学での手話教育の場の設置などの「若年層への取組み」

一緒に活動をしながら経験を積むなどの「育成スタイルの構築」

過去に携わっていた人への呼びかけなどの「人材の再発掘」 など

【参考】石狩市手話に関する基本条例

石狩市手話に関する基本条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（手話により意思を伝え合う権利の尊重）

第2条 市民は、手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進方針の策定）

第5条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

【参考:石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針】

石狩市手話に関する基本条例に規定する施策を推進するための方針

石狩市手話に関する基本条例（平成25年条例第36号）第5条第1項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

1 手話の普及啓発に関する事項

（1） 施策の基本的方向

市民が手話を使用して、心豊かに暮らすことができる地域社会をつくるためには、市民が、手話に触れる機会を通じて、手話や手話を使用する市民への理解を深め、また、手話をいつでも学べる環境をつくっていくことが必要であります。

石狩市における手話の普及啓発は、これまで長い間、市内の手話サークル団体や石狩聴力障害者協会により行われてきました。

石狩市において、手話の普及及び理解の広がりが継続していくために、これまでの手話サークル団体や石狩聴力障害者協会の取組みを尊重しながら、さらに手話が普及し、理解が広がるように、市は、団体や協会との協働によりその環境づくりに努めていきます。

（2） 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市民が手話に触れる機会をつくるため、出前講座を提供していきます。

イ 手話が言語であることを知ってもらうため、研修や学習のための教材づくりやプログラム化を目指し、調査研究していきます。

ウ 手話を使用する市民が、市の行政サービスを利用する際に、手話の使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施していきます。

エ 町内会や自治会、市内の事業所において、手話に関する理解が広まるように、手話に関する研修会の機会を提供していきます。

オ 子どもたちが、手話や手話を使用する市民と親しむ機会をつくることを関係機関と協議しながら、実施に向けて検討していきます。

カ 市民が手話に親しむことができるように、イベントを開催し、又は他者が主催するイベントに参加するなど、実施に向けて検討していきます。

キ 手話の普及啓発及び理解の広がりの仕組みづくりについて、手話サークル団体、石狩聴力障害者協会と市が協働して検討していきます。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

(1) 施策の基本的方向

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、日常生活をはじめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得ができる環境や手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による行政の情報発信を広めていくため、多様な媒体を利用した情報発信を進めていきます。

イ 対面による手話通訳を基本としつつ、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等を利用し、手話の使いやすい環境づくりを進めていきます。

ウ 聞こえない子どもが手話を習得できる環境を整備し、その保護者が手話に関する情報の取得や成長の過程における多様な選択肢を提供できる環境づくりを進めていきます。

3 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項

(1) 施策の基本的方向

手話を使用する市民が、日常生活を営み、社会参加をする上で、特に、正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、手話通訳者の重要性を認識し、継続的に高度な手話の技術を有する手話通訳者を育成し、又は確保できるように、その方策を検討していきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 市の手話通訳者としての人材育成及び手話通訳者の任用について、そのあり方を検証していきます。

イ 手話通訳者が活動しやすい環境をつくるため、災害時や感染症の流行時などにおいても、他の自治体の状況を参考にしながら、その方策を検討していきます。

ウ 手話通訳派遣制度における公的派遣としてのあり方について、石狩市手話に関する基本条例に掲げる理念や目的を踏まえ、派遣制度のあり方を検証していきます。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日決定）

この決定は、令和4年4月1日から施行する。